

## 平成30年第1回ニセコ町議会定例会 第4号

平成30年3月16日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 議案第 7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 8号 国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例
- 6 議案第10号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第11号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例
- 8 議案第12号 ニセコヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 9 議案第13号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算
- 10 議案第14号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 11 議案第15号 平成30年度ニセコ町一般会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 12 議案第16号 平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 13 議案第17号 平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 14 議案第18号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 15 議案第19号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 16 議案第20号 平成30年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 17 議案第21号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 18 議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算（追加）
- 19 意見案第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書
- 20 議員派遣の件について
- 21 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 22 閉会中の所管事務調査の申し出について  
(総務・産業建設常任委員会)

○出席議員（10名）

1番	木下裕三	2番	浜本和彦
3番	青羽雄士	4番	斉藤うめ子
5番	竹内正貴	6番	三谷典久
7番	篠原正男	8番	新井正治
9番	猪狩一郎	10番	高橋守

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片山健也
副町	長	林知己
会計管理者		千葉敬貴
総務課長		阿部信幸
総務課参事		黒瀧敏雄
企画環境課長		山本契太
税務課長		芳賀善範
町民生活課長		横山俊幸
保健福祉課長		折内光洋
農政課長		福村一広
農業委員会事務局長		藤田明彦
国営農地再編推進室長		佐々木一茂
観光戦略推進係長		高瀬達矢
建設課長		石山康行
上下水道課長		桜井幸則
総務係長		川埜満寿夫
財政係長		小松弘幸
代表監査委員		菊地博
教育長		加藤紀孝
学校教育課長		佐藤寛樹
町民学習課長		高田生二
学校給食センター長		酒井葉子
幼児センター長		荒木隆志
農業委員長		

○出席事務局職員

事	務	局	長	佐	竹	祐	子
書			記	中	野	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、木下裕三君、2番、浜本和彦君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（高橋 守君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、観光戦略推進係長、佐々木一茂君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。  
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第7号

- 議長（高橋 守君） 日程第3、議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第8号

○議長(高橋 守君) 日程第4、議案第8号 国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第9号

○議長(高橋 守君) 日程第5、議案第9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） 2点お伺いします。

最初に、現行のふるさとづくり寄付条例にかかわっては、まちづくり委員会の意見を聞く行為があるとのことですが、改正後はこれを一切やめて、聞く行為はなくなるというような説明がありました。現在までにおいて全ての事業決定に当たり、まちづくり委員会の意見を聞いてきたのかどうか。聞いていないものの中にはあることはないと思うのですけれども、その状況についてお知らせをいただきたいと。

それと、もう一つは、改正条文の中の第2条4項中に加えられた各号の中にいわゆる文化活動にかかわる事業が見当たらないと。私の今までの流れの中では例えば教育、スポーツの振興というあたりに入るのかなとは思いますが、教育と文化とスポーツ、それぞれ含み合うものではないのではないかと。強いて言えば文化の中にスポーツが含まれると。つまりスポーツが生活化した中で文化が生まれてくるという、そういう流れではないかなというふうに思うのですが、どこにその文化活動、もしくは文化振興に関する事業が位置づけられているのか、その点がわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、1点目のまちづくり委員会の意見ということについては、今ちょっと細かく過去にさかのぼってというところの資料までは持ち合わせていないのですけれども、基本的には事業実施について意見を聞いてきたという経過はございます。

それから、文化活動の部分が見られないということですが、それらの部分についての受け入れということになった場合、今の第1項第4号の有島武郎に関する云々というところは、うちの中での一番重要な文化活動の部分ではないかというふうに考えますし、そこには受け入れられると。それから、その他まちづくりに関する事業ということでも受け入れていけるということで考えているところでございます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 今回の条文改正に当たって、教育委員会の意見というのはお聞きになったのでしょうか。もらったのなら町の思いでこういうふうになされたのか、それともまたこれを受けて、教育委員会はこういう判断をされたということなのでしょうか、まず1点伺いたい。

それから、有島記念館に文化が全て含まれるというのは、ニセコ町にとっての文化というのはどういう認識でおられるのかというのはすごく疑問に思われます。いわゆるニセコ町の文化というのは有島記念館しかないのか。確かに有島記念館もニセコ町の文化の一つではあると思えますけれども、その中に全てが包括されるようなものではないというふうに考えます。

それから、もう一点は、有島記念館の今までは特別展示にかかわることのみについて受けますよという規定を今回有島記念館というふうにとどめた。恐らくとどめたのには広い意味があるのだろうと思えますけれども、再度その有島記念館とした理由について説明をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 教育委員会の意見をというところについては、教育委員会とこの中身についてきちんと議論をして積み上げてきたという作業はしておりません。

それから、有島に文化が全部含まれるのかということですが、それについては確かにそのとおりでして、全部が含まれるとは思っておりませんで、それらの部分についてはその他まちづくりということも含めて包括できるだろうという考え方をしております。

それから、特別展の部分で今回取ったという部分については、これまでの作業の中で資料収集と特別展だけということになると、ほかのさまざまな事業について実施する場合にうまく組み込めないというようなところもありまして、その辺は有島にかかわることを少し広目に選択ができるようにという考え方の中でその辺を改正するというところでございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま篠原議員さんから文化についてどうなのだと。教育に含まれるのではないかという程度の考えでやったものですから、おっしゃるとおり文化というのは独立した広範囲なものということでありますので、今後教育、文化とするか、文化を別建てするかちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、有島記念館の活動に特別展と限定せずにとったのは、今後有島地区周辺の開発であるとか、あそこにはサフォーク牧場の古い羊舎とかあるものですから、そういったもののいろんな提案があった場合そういったものを取り込めるようにということで、有島記念館全体に対してということに改正させていただいたということであります。

また、ただいま答弁申し上げました教育委員会ときちっと詰めていないということについては、今返答を聞いて本当に申しわけないと思いますので、今後そういった情報共有、横の連携しっかりするように努めてまいりたいと思います。大変その点配慮がなくて申しわけないというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） まず初めに、新たに追加された10項目の町長が特に指定する事業について、この意味するものを説明していただきたいのと、それから特に指定するというのはどのような判断基準で選ぶのか、2点をお願いします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 第10号の町長が特に指定するという部分については、今回寄附の選択肢をふやすという形の中で、第1項第1号から10号という形で提案をさせていただいておりますが、それらの基本的にはこの大枠の事業立てをした中に寄附者の方がここから選択をして寄附をしてくると、これまでと同じような流れのものが1つあると。そのほかにこの第10号の町長が特に指定する事業ということで、例えばその年度に中心的にこういうことをするとかいうことも含めた具体的な事業を提案し、能動的にこちらのほうからこの事業について寄附を求めたいというような対応をする場合があると考えております。そういう場合についてこの町長が指定する事業ということで読むという考え方でおります。

では、どういうものというその基準はあるのかということですが、それはその状況に応じてまちづくりに資するものという判断をしたものについて提案をするということになるかと存じます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 今までの寄附条例は、向こうから来たものを受けるのだと。それに対して今回は、積極的な寄附をこちらから求めると。消極的な寄附と今回は積極的な寄附というふうに理解すればいいということなのですが、そうすると今までの概念と大分変わってきてしまうのです。そこのどういうところが変わるのかをまず教えてほしいと思います。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 繰り返しになるかもしれませんが、今まで1から5項目の中についての大枠での寄附を求めていたと。それについて受動的に求めていたものが改めて新しく個別の事業ということについても立ち上げて、それを能動的に寄附してくださいということで積極的に打って出るということもつけ加えられたという意味で今までと違うという考え方になるかと存じます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 三谷議員さんおっしゃったとおり、寄附者からの思いでいただくもの、それから町として行政課題、今現在これというものはありませんが、例えば開発が進む中でこの森は何としても守るべきだ、この森みんなで守りましょうというときにそういうものができたり、あるいは子どもの遊具ですとか、あるいはこういうもの欲しいよねというときになかなか財政的にすぐはできないよねというときに、皆さんどうですかと、ここにこんなものをご寄附いただけませんかというような積極的にこちらから項目を指定して、全国の皆さんの思いをそういう形にしていくことができるようなこととして町長が特に指定する事業という項目をつけさせていただきました。当然公共的なものに資するわけでありますので、それについては広く情報を公開して、ホームページを初めいろんなものに出して、皆さんからの思いをそういった形にしていくことをすることが可能となる条文ということでつくらせていただきました。毎年毎年そういうものがあるかどうかは、今後いろんな議論の中で出てくるとは思いますが、そういった積極的に全国的にニセコをアピールすると、応援の心をもらっていくということも今後必要ではないかということで、積極的に町から行政課題を出して、浄財をいただくというような一つの仕組みをつくらせていただいたということでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 大きく変わるということで、まず1つはどのようにして寄附を集めるのかということ。それから、特定の事業の財源として予算化されるまでの流れというのはどういうものなのか。それから、もう一つは、寄附になじむものとなじまないものというのがあると思うのですが、その辺の判断というのはどのような基準があるのか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） これにつきましては、あくまでも私ども公共課題の解決、そのために寄附を募るといことでありますので、当然公益性があるもの、いわゆる私的なものについては排除されるというのは常識的にあり得るかなというふうに思います。また、寄附されたことによって町が負担を伴うというような寄附については、法律の規定によってあらかじめ議会の受けてよいかとい



う議決を得て、承認を得なければ寄附すら受けられないということでもありますので、公共性の担保という前提でこういったものを進めさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 特定の事業の財源に予算化されるまでの流れというのをお聞きしたのですが、

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 事業が議会に提案されるまでの状況という意味でいけば、さまざまな手順があると存じます。例えば新年度の予算、今回の予算の議決をいただくような場面もあれば、補正予算において対応させてもらうような場面もあると。それぞれの状況に応じて、そのときには議会のご承認を諮って実施をするというような流れになるかと存じます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 済みません、ちょっと補足させていただきます。

町で公共課題として、今こういう事業をやりたいと。それを全国の皆さんにホームページ含めて公開をして、そこで例えば10万円とか20万円とか集まった金については基金に積むと。ふるさとづくり寄付条例の基金ありますので、ふるさと基金に積んで、その中から必要に応じて予算を用途する、あるいはこの目的のこの事業に出しますということで予算化をしますので、それは全て議会に出て、議会の承認を得て初めて執行というような、これまでとそこは同様の流れとなりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第10号

○議長（高橋 守君） 日程第6、議案第10号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第11号

○議長（高橋 守君） 日程第7、議案第11号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） このニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例についてですが、ここに書いてあるように住宅不足の解消策として平成22年に制定した条例なのですが、平成30年3月現在で目標の250戸に至っていないための条例改正を提案しているわけなのですが、それでその適用を2年間延長するものなのですが、この改正の内容をしてみますと改正前、現在の条例と比べると、今までの条例ですと3年間は全額免除で、4年から6年は半額免除、それから7年から10年は3割免除という、こういう状況になっているわけなのですが、新しく改正後の条例では2年間という期間で、初年度のみ全額免除、その後は国の減免制度のみという条例に変わるわけなのですが、これ比較してみると条例の内容が今改正したほうは随分限定さ

れたというか、条件が悪くなっているように思うのです。あと、目標の50戸達成のためにこれを設けたという説明を聞いているのですけれども、果たしてこういう条例をつくって、あと2年間で50戸達成できるのかどうか。この条例をどういう思いでつくられたのか、そこをお聞きしたいと思っています。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 今回の改正については、過去に2度期間の延長を行っておりまして、3度目の延長ということになります。先ほども申し上げました、議員ご指摘のとおりですけれども、目標に達成していないということも含めてもう2年間、ただし免除については1年のみを実施するという事でやると。ご指摘のとおりの内容でございます。本来であればこの3月でこの条例は切れるということでございますが、これまでの我々のところに寄せられるさまざまな住宅建設の打診ですとか、それから相談ですとかいうことはまだ今後も続いておりまして、それが本当にちゃんと実現するためには、少なくとも初年度の全額免除程度の支援は必要であるという判断のもとに今回の改正をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） そういう問い合わせがあるからということなのではございますけれども、私が伺いたいのは、随分条例の内容が条件が悪くなっているわけですが、明らかに。それで、今現在こういう民間のアパート経営とかというのは、建築費も高騰していますし、それからこういうマンションというのは10年もたつとメンテナンスが必要とか、そういうこといろいろと経費のことを考えたときに、かなり余裕のある方でないとアパート経営というのは難しいのではないかなという感じがするのです。それで、もし目標を達成したいのなら、2年延長はいいのですけれども、内容をこれまでと同じような内容にできなかったのかなというふうにちょっと思っています。それで、過去2回延長していますと書いてあるのですけれども、資料によりますと平成26年に内容を改定となって、それが現在の内容改定なのです。その前の内容というのはちょっと違うのでしょうか。それで、申し上げたいのは、今の状況を考えたときに、目標を達成するには期間は2年としても内容的には今現在の条例を持ってくるほうが建てられる可能性は高いのではないかなというふうに思っていますけれども、いかがですか。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 前回の内容改正については、町内の自己所有地について建てるということだけを限定していたものですから、その部分を外させてもらって、住宅不足が本当に喫緊の状態であるところで、その辺のところの改正をさせていただいたということです。そういう意味では、少しずつ使い勝手のいいものという選択の幅が広がってきたという形はとっておりますが、おおむね今年度において200戸程度の減免になり得るだろうという予測を立てていて、あと50戸程度までというふうになってくる中で今の状況を考えると、これは考え方の程度の問題だと思っておりますが、確かに支援なりが手厚ければ手厚いほどよろしいというのはそのとおりだと存じます。ですが、程度の問題として、あと50戸の建設目標を達成するためには、この1年間の全額減免でお

おむねよろしいのではないかという判断のもとに実施しているということでございます。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） そういうふうに判断したということなのですけれども、過去の適用概要を見ていましたら、私から見れば優遇しているように見えるのですけれども、当初制定したときに建てられる方が余り多くなかった。それが26年で改正されたことで、後半に26年度以降に結構伸びてきているのです。そして、ぎりぎりの29年度に73戸という数がぐっと伸びているのですけれども、そこで今度30年で改定して、ぐっと条件を落としてしまったら、先ほども申し上げたように建築費も高騰しているし、アパート経営というのはさっきも申し上げたメンテナンスだとか、果たしてそれが資金が回収できるかとか、それから15年ローンをするとかいろいろな条件があつて、なかなか難しいのではないかなと思つておりますのですけれども、その点のところは改定のされた理由というか、内容についてもう一回説明いただけたらと思います。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 繰り返しになるかもしれませんが、制度は手厚ければ手厚いほどよろしいとは思いますが、使い勝手としては。ですが、今度の第3回目の延長については、この1年程度ということではよろしいのではないかと考えているということと、こういうものの話を進めていく中でのこれまでの状況の中でいろいろお話ししてきた中でわかってきたことといひますか、例えば集合住宅建てられようとする方々のさまざまな進出には条件やそれぞれのいろいろな事情等々がありまして、一概に固定資産税を減免することだけが、10年間減免することだけが誘致につながるということでもないという部分もございまして。これらのものと固定資産税の減免とあわせて、さまざま相手方の事情を酌み取り、相談をし、どこまで対応ができるか、できないかということをやつていくということが重要であるということがこれまでの中での知見として獲得してきたところでございまして、今回はこの2年間の延長で1年のみの全額減免でございまして、これとあわせてさまざまな丁寧な対応、相談をしていく中であと50戸程度何とかふやしたいと考えているところでございまして。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 若干つけ加えさせていただきます。今回のこの条例につきましては、住宅不足の解消ですとか人口増及び定住化を図るための条例でございまして、現段階では住宅不足の解消については、一定の効果があつたということでご説明させていただいてございまして。

その中で、本来であればこの3月でこの条例は切れる形になりますけれども、今担当課長のほうからご説明させていただいたように、今後若干の住宅不足とそういうニーズもあるということで、今回2年間延長させていただいた中で内容を少し変えさせていただいております。ただ、免除をするということは税収の減に当たるものですから、将来的な税収の確保も図るためにその点もバランスをとりながら、今回制度の一部改正をさせていただいたということでございますので、ご理解のほどを願いたいというふうに思ひます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 済みません。ちょっと今の部分訂正も含めてということござい

ますが、制度は2年間延長しますが、誤解のなきようにということなのですから、1年間の減免をするという制度を2年間延長するということでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第12号

○議長（高橋 守君） 日程第8、議案第12号 ニセコヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号 ニセコヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第13号

○議長(高橋 守君) 日程第9、議案第13号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

三谷議員。

○6番(三谷典久君) 50ページの農水費の補助金の担い手確保経営強化支援事業補助について教えてほしいのですが、たしか平成28年ですか、12月か何かで補正予算組んだのが覚えがあるのですが、このとき20件ぐらいの応募があって、6経営体ということだったと思うのですが、今回のこの事業というのは、そのとき該当にならなかった14件全部とは限らないと思うのですけれども、その方たちの何件かが応募して、最終的に法人が1と個人が1でしたか、になったのかということをお聞きしたいということ、何件ぐらい応募されたのか。

○議長(高橋 守君) 農政課長。

○農政課長(福村一広君) 三谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回応募を受けたのがちょっと紆余曲折しておりまして、最終的に2件になったということなのですが、当初は24件だったと思いますけれども、24件ぐらい応募して、そのうち振興局とすり合わせをして、条件に合わないというものを徐々に落としていって、最終的に今回2件になったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○6番(三谷典久君) まず、1つ、私は余りこの辺のこういうの詳しくないからお聞きしたいのですが、前に該当になった6件の方というのはもう一回申請したりすることができるのかどうかということが1つと、それから紆余曲折ですとか振興局とのすり合わせというなかなかその辺の見えない部分がある事業だなと思うのです。これに対して使いたいだけでも、なかなか該当しないという農家の方も多いやに聞いているのです。その辺は、制度上やむを得ない部分というのはあると思うのですけれども、その辺の説明をお願いしたいということ。

○議長(高橋 守君) 農政課長。

○農政課長(福村一広君) この事業28年度から3年目になって、全て補正案件という事業でございます。それで、実は毎年同じ事業なのですが、内容は国の政策によってちょいちょい変わっておりまして、そのたびに調整が必要になっているという状況でございます。ポイント制でござ

いますので、ある程度のポイントをとっていかないといけないのですけれども、ポイントさえとれば同じ人が毎年度申請することは可能でございます。

それと、振興局とのやりとりは、要するにポイントがとれるか、とれないかのことでございますので、例えばイノベーション、革新的な先進的な事業をやれば1ポイントだとか、そういう積み重ねで、今回は12ポイントがボーダーラインということになってございます。

この事業、本当に人気がございます、全道でも百数十件上がっていたと思いますけれども、とれるのはほんの3分の1ぐらいでございます、非常にしのぎを削って獲得しているという事業でございます、特に例えば国の政策という輸出、それから成長産業としてのイノベーション、GAPだとかそういったものを取得するかとか、当初は28年は規模拡大というか、面積拡大が要件でしたけれども、今は面積拡大をしてもこのポイントをとっていけないというような状況になっておまして、その辺は本当に厳しい事業でございます、小さい農家さんはポイントとりづらい状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 最後に1つ、ポイント制について簡単に説明してください。

○議長（高橋 守君） 農政課長。

○農政課長（福村一広君） ポイントについて、先ほど若干触れさせていただきましたけれども、3つの段階がございます、1つは個人で農家さんがとるポイント、それから2つ目が町が例えば集積率でとるポイント、それから北海道全体でとるポイントと3段階に分かれております。そのうち先ほど言いました農家さんのポイントがメインになってきますけれども、そのときはGAPをとっているとか、規模拡大も当然ポイントとったり、あと担い手対策をやっているだとか、あと女性の活躍でポイントをとるだとか、イノベーション、最新先進技術を取り入れる中でやっていくということでポイントをとっていくという積み重ね、それからニセコ町は集積率がとれていないのですけれども、80を超えていないとポイントとれないという状況でございます。あとは、道全体での取り組みとしてのポイントとして加味されて、今回については12ポイント以上とる市町村が一応内報をいただいたというところでございます。今回は2件ですけれども、13.5だったかな、ニセコ町はとっておりまして、内報をいただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号

○議長(高橋 守君) 日程第10、議案第14号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第15号から日程第16 議案第20号

○議長(高橋 守君) この際、日程第11、議案第15号 平成30年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第16、議案第20号 平成30年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの件6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長報告を求めます。



篠原予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（篠原正男君） 予算特別委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会において予算特別委員会に付託されました議案第15号 平成30年度ニセコ町一般会計予算から議案第20号 平成30年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの6件については、3月13日及び14日の両日、町長を初め説明員の出席を求め、慎重に審査しました。本委員会は、全員で構成されていることから、審査の概要と結果については簡潔に報告いたします。

一般会計の質疑では、質疑のほかにも2款総務費の集落支援員事業や地域公共交通最適化事業、4款衛生費の産後ケア事業、6款農林水産業費の有害鳥獣対策事業、7款商工費の観光関連事業等について多くの意見が出されました。

起立採決の結果、一般会計及び5特別会計の全てで全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（高橋 守君） 報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されたので、省略します。また、討論についても同様につき省略いたします。

これより議案第15号 平成30年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号 平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号 平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号 平成30年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第21号から日程第18 議案第22号

○議長（高橋 守君） 日程第17、議案第21号 和解及び損害賠償の額を定めることについて及び日程第18、議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算までの件2件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第17、議案第21号 和解及び損害賠償の額を定めることについて説明をいたします。

お配りしております追加議案の2ページをお開きください。議案第21号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

望羊団地内落雪事故による損害賠償について、下記の損害賠償額により町及び被害者双方が和解をしたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、損害賠償の相手方、住所、虻田郡ニセコ町、氏名、中野麻子。

2、事故の概要、平成30年2月5日午後1時ごろ、望羊団地屋根に堆積した雪が中野麻子氏の所有する自動車のボンネット部分に落雪し、破損したものであります。車は、駐車場区分に正しく駐車しており、相手方に過失は認められないため、損害部分を原状に復旧する修理代金を町が損害賠償を行うものであります。

3、損害賠償の額、金9万2,633円、修理費用の10割となります。

平成30年3月16日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件の事故の概要につきましては、ただいま説明したとおりでございます。なお、損害賠償の額の支出につきましては、この後の議案第22号の一般会計補正予算において計上しておりますけれども、全国町村会総合賠償保険の対象となることから、損害賠償の全額について歳入においても特定

財源として計上しております。

議案第21号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

おめくりいただきまして、追加議案の4ページをお開きください。議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,849万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,972万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成30年3月16日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入が5ページ、歳出を6ページに載せてございます。

7ページを飛ばしていただきまして、9ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳入を載せてございます。10ページの歳出をごらんください。下の合計の欄でございますが、今回の補正額2,849万7,000円の財源については、国、道支出金で2,840万4,000円、その他で9万3,000円の財源内訳でございます。

説明の都合上、歳出の13ページをお開きください。13ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節の負担金補助及び交付金では、国の平成29年度補正予算により実施をされます畑作構造転換事業について補助内報があったことから、農業従事者への補助金2,840万4,000円を補正計上するものでございます。本事業につきましては、町が間接補助事業者となるため、歳入歳出同額の補正でございます。なお、年度内にその支出が終わらない見込みであることから、繰越明許費とするものでございます。こちらの事業の対象者につきましては、別冊でお配りしております補正予算資料ナンバー3と書いた部分の4ページに掲載してございます。5つの事業体におきまして、それぞれの事業費の2分の1の国庫補助金という形になってございます。詳細につきましては、ご確認いただきたいというふうに思います。

続きまして、14ページになります。8款土木費、7項住宅費、1目住宅管理費、22節補償補填及び賠償金では、先ほどの議案第21号で説明をさせていただきました公営住宅で発生しました落雪による車両破損事故にかかわる損害賠償金について9万3,000円の計上でございます。

それでは、7ページにお戻りください。7ページ、第2表、繰越明許費でございます。繰越明許の対象として、事業を新たに追加するものでございます。6款農林水産業費、1項農業費の畑作構造転換事業2,840万4,000円については、国の補正予算による国費補助の内報に応じた事業でありま

して、平成29年度中に支出が終わらない見込みであることから、今回補正予算で計上した経費について次年度に繰り越すものでございます。

続いて、歳入について、11ページをお開きください。11ページ、歳入、15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金では、畑作構造転換事業は間接補助につきまして歳出と同額の2,840万4,000円を道補助金に同額補正しております。

12ページの20款諸収入、5項4目23節雑入では、車両破損事故にかかわる損害賠償保険金について9万3,000円の計上でございます。

議案第22号については以上でございます。なお、本補正予算にかかわります各会計の総括表及び各会計の歳入歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、先ほどもごらんいただきました補正予算資料ナンバーズリーのほうに掲載してございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第21号 和解及び損害賠償の額を定めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号 和解及び損害賠償の額を定めることについての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） 13ページの農業振興費にかかわる19節の負担金補助及び交付金にかかわってお伺いをいたします。

なかなか国の補正予算にかかわってのその事務の流れが見えないという言葉が町民から聞こえて

きます。つまり途中補正でどんどんされていって、その額もたくさん額があるにもかかわらず、臨時議会なりで補正予算で決まってくると、どういう流れでしょうかねという話がよく聞かれます。つまりこの国の補正予算に伴うというのは、前もってニセコ町が国の事業を掌握していて、それに事業として応募していたものが国の補正によって採択されて、今回に至るものなのか。その場合は、事前に予定していたものが全てが合致、認められて現在に至るというものなのか。または、そうではなくて国の補正が出た段階で、北海道なりからの指示、または町独自のネットワークにより応募をしようとする。そうすると、期間が相当短い中で作業を進めなくてはいけないだろうと。その期間が短い中で作業を進めなくてはいけないだろうと。その期間が短い中で作業の進めというものは、どういうふうになされているのかと、そういう点がもしわかればお知らせをいただきたいなと思います。

○議長（高橋 守君） 農政課長。

○農政課長（福村一広君） それでは、篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

実は、この補正予算については、町のほうでもどのような形で出てくるかというのは事前にはわかっておりませんので、当然概算要求を国がしたという段階で情報を得て、来るのかなという感じです。ただ、正直概算で要求が上がったとしても、どういうメニューで、どういうポイントをとればいいのかというのは、寸前まで実はわからない状況でございます。というのも、先ほど三谷議員の質問にもあったのですけれども、ポイントを出したときの後でもそのポイントについて変更がかかる場合が当然出てきます。ですから、出してみても初めて事業として合致するのか、合致しないのかというのを北海道のほうで判断していきますので、この事業については実は昨年大丈夫だったけれども、ことし出してみたらことしは対象外ですと言われることも特にあるものですから、この辺は非常に私たちも悩ましいところございまして、実際出してみても、調整をしながら最終的にゴールにたどり着くという流れでございます。

事務の流れは、基本的には補正予算が上がって、事業としては来るのかなというところですが、来た段階で、できるだけ早い段階でニセコ町としては各農家さん、人・農地プランにのせてある認定農業者をメインにお知らせをして、聞き取りを行って、国の制度に基づいてポイントをとっていただけるかどうかというところで資料をいろいろ集めていただいて、それで申請をしていくという流れになるかと思います。これは、畑作構造転換もそうなのですが、担い手確保も同じような状況ございまして、経営体育成のほうの今取り組んでいる30年度のほうも実は同じ時期に来ておりまして、農政係のほうで3本まとめて一緒にやっているという状況で、さらにメニューも違う、ポイントのとり方も違うというような中でやって、ぎりぎりの中でやっておりますので、農家の皆さんには本当にご心配やご迷惑やら、いろいろやきもきされている農家さんもいらっしゃいますし、欲しくてもとれないというような状況になっているのも事実でございますけれども、その中でも町として精いっぱいとれるように努力をさせていただいているところでございます。

今回畑作構造転換、この事業についても担い手が1月下旬に来て、畑作転換が2月中旬に来たかと思っております。ですから、ほぼ2週間の中でぼんぼんと事業をやって、その後経営体育成事業、平成30年の事業もその2週間後に来たということで、そういう流れでやっているものですから、どうし

でも時間のない中で業者との折衝を含めてやっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 済みません、少し補足させていただきます。

国の予算については、僕らもできるだけ情報収集しているのですが、国会に提案された段階では詳細な情報って全くなくて、国会通った後に、はっきり言えばそれから具体的な作業に入るのだと思うのですけれども、第1報が来て、そのときもポイントが具体的にどうなのかはわからない。そして、しばらくしてからまたどんどん、どんどんそれも変わっていくということで、最終的には1週間か2週間の間にいろんな意向調査して、担当のほうで取りまとめて、しかもその間に道との折衝をして上げていくということをやるとい、先ほどの質問ではその後のほうの補正が出た段階で本当に期間が短い中でということで、後志管内でもそもそも無理だと上げていないまちも実はありまして、そこはできるだけ農家の皆さんの意向を聞いて、とにかくだめもとでも上げるということで今農政のほうで動いてくれていますので、今後とも国の失礼ながら本当に猫の目行政みたいなことが絶えずあるというような実情でありますので、その点ご理解賜ればありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 意見案第1号

○議長（高橋 守君） 日程第19、意見案第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

青羽雄士君。

○3番（青羽雄士君） それでは、私のほうから報告させていただきます。

本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました請願第1号の意見書です。私が提出者となり、各総務常任委員が賛成者となって、衆参両院議長を初め各関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書。

障害があるゆえに何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は、年々増加しているが、現行の生活福祉施策は居宅サービスを初め入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされているために、障害児者の自立をますます困難なものにしている。多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を切実に望んでいる。ヘルパー等の社会人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が長期のショートステイを余儀なくされている問題は、早急に解決すべき問題である。こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況に早期に実現するよう求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議員派遣の件について

○議長（高橋 守君） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

◎日程第21 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（高橋 守君） 日程第21、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第72条第2項の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにした。

◎日程第22 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（高橋 守君） 日程第22、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第72条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにした。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて平成30年第1回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時12分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)